

加入・履行証明書の発行について

建退共制度は、共済契約者となった事業主が被共済者である労働者の働いた日数に応じて掛金を納付することにより、その労働者が建設業界を引退するときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構が直接労働者に退職金を支払うというものです。

加入・履行証明書は、当制度を適正履行している事業主であることを証明するものであることから、現場就労(掛金納付対象)日数に応じた退職給付拠出額等を負担しているかにより、適正履行を確認します。

◆発行基準◆ (1~4全てを満たしていること)

1. 「証紙貼付満了による更新手続き」又は「次回更新時期到来による更新手続き」対象の共済手帳がある場合、更新手続きを適正に行っていること。
2. 退職給付拠出額等の総額(①から⑤の合計から⑥を控除した額)が、被共済者の就労日数に見合う額であること。
 - ①電子申請方式において、自社雇用の被共済者に掛金充当した額
 - ②電子申請方式において、自社雇用の被共済者に元請が掛金充当した額
 - ③共済証紙購入額
 - ④前年度から繰り越した共済証紙の金額
 - ⑤元請から現物交付を受けた共済証紙の金額
 - ⑥下請に現物交付した共済証紙の金額
3. (元請のみ) 公共工事を受注し、証紙貼付方式を採用する場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」を工事完成後1年間事務所に備え付けていること。
4. (元請のみ) 下請を使って工事を行っている事業主については、1から3のほか、下請への共済証紙の交付又は電子申請方式による掛金の充当が適正に行われていること。

◆提出書類◆

共済証紙貼付方式のみ・電子申請方式併用の事業主

①～⑤は全ての事業主が提出、⑥⑦は該当する事業主のみ提出してください。

- ① **加入・履行証明願 2部** (三重県支部様式にて申請)
 - ② **共済手帳受払簿(様式第29号)(写)1部** (全国共通様式や自社様式も利用可)
 - ③ **共済証紙受払簿(様式第30号)(写)1部** (全国共通様式や自社様式も利用可)
 - ④ **証明手数料1通 200円の定額小為替** (郵便局にて購入。指定受取人名欄は記入不要)
 - ⑤ **返信用封筒** (定型封筒に返送先を記入し、84円切手を貼付したもの。発行まで約1週間です。急ぎの場合は速達分の切手も貼付してください)

 - ⑥ **(元請のみ) 被共済者就労状況報告書(事務受託様式第2号)(写)**
【公共工事において最も請負金額の多い工事に関する報告書(決算期間分のみ)を提出してください。購入した証紙の相当割合が下請に適正に交付されているかを確認します。】
 - ⑦ **出勤簿等(写)** (②の新様式にて就労日数を記入している場合は原則提出不要。共済手帳の更新がない方の出勤状況及び掛金納付対象日を確認します。出勤日≠掛金納付対象日の場合、出勤簿等の対象日に印をつけてください。)
- ※ 工事別共済証紙受払簿(様式第32号)の提出は原則不要ですが、証紙の配布状況確認のため、写しの提出を求める場合があります。)

電子申請方式のみ利用の事業主 上記①②④⑤を送付してください。

◆送付先◆ 〒514-0003 津市桜橋 2-177-2-2 階 建退共三重県支部

申請方法は郵送のみです。窓口での受付や事前チェックは行っていません。

◆用紙のダウンロード◆

- ①～③は 三重県建設業協会HP → 新着情報 → 『建退共 加入・履行証明書』
⑦は 建退共共済事業本部HP → 各種申請書等 → 『加入・履行証明に関する様式』

支部であらためて審査を行いますので、証明書の発行をお約束したものではありません。
ご不明な点がございましたら、下記相談時間内にご相談ください。

建退共三重県支部 (平日):午前 9～12 時 午後 1～4 時半 TEL:059-253-6505